

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-2
地域福祉の推進

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

地域福祉課長 三谷 耕司

電話番号

0852-22-5349

事務事業の名称	福祉サービス改善支援事業	
目的	(1) 対象	社会福祉法人及び社会福祉施設
	(2) 意図	施設運営の指導や福祉サービスに関する評価を通じて、福祉サービスの質をより高めるとともに、施設の適切な運営ができるようにする。
事業概要	○島根県社会福祉協議会に補助し、経営指導事業を通じて、社会福祉法人・施設を対象にした経営・労務等に係る相談対応や地域ブロック別の研修会の開催、小規模法人に対する経営診断、巡回訪問指導等を実施する。 ○福祉サービス第三者評価事業により、公正・中立な第三者の評価機関が、専門的・客観的な立場から、福祉サービスの質について評価を行い、社会福祉施設の質の向上を図るとともに、福祉サービス利用者が適切なサービスを選択できるよう評価結果の公表を行う。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 経営相談の件数	目標値		700.0	710.0	720.0	730.0	件
	取組目標値							
	式・定義 経営相談の件数	実績値	697.0	693.0	678.0			
		達成率	-	99.0	95.5	-	-	%
2	指標名	目標値						
	取組目標値							
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	15,616	16,903
うち一般財源 (千円)	11,812	11,903

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

○経営指導事業については、島根県社会福祉協議会に専任の経営指導員2名、非常勤の経営指導員2名(社会保険労務士、公認会計士)を配置し、相談対応や経営分析など、経営改善等に向けた個別支援を行っている。
 平成29年度の経営相談件数の実績：678件
 ○福祉サービス第三者評価事業については、年1回推進委員会を開催し、関係者から意見を聴取しながら、評価の受審促進策の検討を行っている。
 平成29年度の第三者評価事業の受審実績は22件、平成18年度以降の累計は53件であった。

6. 成果があったこと(改善されたこと)

○社会福祉法人制度改革を踏まえ、法人の経営労務管理体制の強化に向けた相談への対応等適切な相談・支援を行うことができた。
 ○社会福祉法人指導監査等の説明会や保育所監査に際して、福祉サービス第三者評価制度の周知を行った。また、制度の周知と受審促進のため、受審済ステッカーを作成し、該当事業者に配布、表示を促した。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

- ①困っている「状況」
 ○経営労務管理体制が十分ではない小規模な法人等が、平成29年4月の社会福祉法人制度改革の施行に対応し、直ちに地域の福祉サービスの充実を図ることは容易ではない。
 ○平成29年度は第三者評価事業の受審数は増加したが、特定法人の施設に限られ、全般的に伸びていない。
- ②困っている状況が発生している「原因」
 ○多くの社会福祉法人、特に小規模な法人では会計の専門的知識と経験を兼ね備えた職員の確保が困難である。
 ○第三者評価事業の受審は、社会的養護関係施設以外は任意であり、事業者側に第三者評価事業の目的・メリットが十分に理解されていないことに加え、受審にかかる費用負担(約30万円)が重い。
- ③原因を解消するための「課題」
 ○社会福祉法人改革に関する研修やその対応のための指導・相談支援について、特に小規模な社会福祉法人等に対して、専門的知識・経験のある島根県社会福祉協議会の経営指導員等や法人を所管する県・市が情報交換等により連携してきめ細かな指導・支援を行う必要がある。
 ○第三者評価事業の目的・メリットを事業者に理解してもらうなど、受審の促進に努める必要がある。
 また、受審の義務化、介護報酬加算による評価など制度的対応があれば、受審件数は伸びると考えられる。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

○島根県社会福祉協議会の経営指導員と県・市の法人監査担当職員とが連携して、効果的・重点的・効率的な指導監査に取り組む。
 ○経営的な問題については、指導監査とは別のアプローチで対応する。また、労務管理については、必要に応じ助言を行うが、問題があれば、法律を所管する労働部局へ適切な情報提供を行う。
 ○保育所における第三者評価事業については、平成31年度までの5年間で全保育所の受審が努力義務になり、受審した場合には15万円の加算があり、受審数は少なからず伸びていくと思われるが、それに伴って評価機関の充実が求められる。今後、島根県福祉サービス第三者評価推進委員会での議論や、国・他県の動向を踏まえ、事業者の受審意欲を高める方策を検討し、社会福祉法人向け研修会、法人監査の場等で周知を図るとともに、受審済ステッカーの活用により、特に努力義務のある保育所に対し重点的に制度周知・受審促進に努めていく。